



運転免許証を自主返納される 高齢ドライバーを町が支援します！

自主返納された方には、
**広川ふれあいタクシー利用券
2万円分(400円×50枚つづり)**
を交付します。

※利用券の有効期限は、
交付日より2年です。



対象者

- 条件①** 広川町に住所がある
- 条件②** 有効期限内にある全ての運転免許証を**満70歳以上**の時点で自主返納した方
- 条件③** **平成29年4月1日以降**に自主返納した方

平成29年度に限り
平成28年4月1日～平成29年3月31日までの
間に返納した方も対象とします。

支援申請までの手順

自主返納日から
1年以内に

手順①

自主返納手続き

本人申請による自主返納の手続きは、**最寄り**の自動車運転免許試験場または警察署で行ってください。

手順②

広川町役場へ

広川町役場 協働推進課 安全安心係の窓口で支援の申請手続きを行ってください。

手順③

申請完了

申請完了後、広川ふれあいタクシー利用券を交付します。



支援申請に必要なもの

- 公安委員会発行の**運転免許証取消通知書**
または**運転経歴証明書** (手順①で交付を受けてください。)
- 印鑑

申請受付窓口/
お問い合わせ先

広川町役場 協働推進課 安全安心係
<電話> 0943-32-1196

